

保健衛生

1	公衆衛生	153
2	環境衛生	158
3	救急医療制度	165
4	産院	167
5	市民病院	168
6	環境保全	173
7	公害防止	175
8	緑化推進	180
9	地下水保全	182
10	ごみ処理	184
11	し尿処理	189
12	環境総合研究所	191

1 公 衆 衛 生

(1) 概 況

近年、医学の進歩や公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし、一方では生活様式の変化や人口の高齢化にともない、ガンをはじめとする成人病の増加とその予防が保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の健康確保に努力していかねばならない。

本市では、従来から保健所が疾病の予防をはじめ健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たしてきたが、各種疾病に対する予防衛生の重要性が注目されるようになる中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に更にきめ細かく対応していくための拠点として、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年に東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設し、保健所業務のうち、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施してきた。

一方、保健所法による地方の公衆衛生行政の枠組みが作られた戦後から約半世紀を経て、その間に急激な人口の高齢化と出生率の低下、疾病構造の変化、住民のニーズの多様化や生活環境問題に対する住民意識の高まりなど地域保健を取り巻く状況、背景は大きく変化した。このような変化に的確に対応していくために、保健サービスの受け手である生活者の視点を重視した新たな地域保健対策の体系の再構築が必要となり、保健所法を全面的に改正した地域保健法が平成6年に制定され、平成9年4月から全面施行された。

地域保健法による新しい地域保健対策では、専門的・技術的拠点としての保健所の機能強化とともに、住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に提供する体制の整備が求められており、本市においても今後、保健所と保健センターの機能の見直しを早急に進めていく必要がある。

その中で、平成9年5月、高齢者の健康管理や在宅介護等の保健、医療、福祉を通じた総合的な問題やニーズに対応するため、保健所及び保健センターに「高齢者保健福祉相談コーナー」を開設し、地域における保健福祉対策の新たな取り組みを始めたところである。

施 設

(平9.5.1現在)

名称 区分	熊 本 保 健 所	西 保 健 所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所 在 地	九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	平成1丁目10番8号
敷 地 面 積	3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7 ㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建 物 面 積	延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開 設 年 月 日	昭和24年5月16日	昭和35年12月1日	昭和54年7月1日	昭和57年7月1日	平成元年9月1日
改 築 年 月 日	昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建 設 費	80,400 千円	645,936 千円	261,779 千円	291,269 千円	361,248 千円
構 造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類 型	U1	U2	—	—	—
医 師	2人	2人	1人	1人	1人
保 健 婦	15人	13人	13人	9人	8人
管 内 世 帯 数	58,649	49,050	56,632	45,852	36,155
管 内 人 口	131,301	127,587	160,151	123,386	107,897

(注) 管内世帯数・人口は、平成7年国勢調査に基づく

(2) 母子保健対策

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、各種健康診査や保健指導、医療給付などを実施している。

ア 保健指導状況

区分	年度	4	5	6	7	8
妊娠の届出受理数		7,284人	7,357人	7,271人	7,249人	7,041人
母子健康手帳発行数		7,345	7,387	7,323	7,371	7,200
保健指導	妊産婦健康相談	6,440	7,451	7,788	8,379	6,674
	母親学級	2,302	2,616	1,961	2,023	1,725
	育児相談	3,790	4,597	3,870	3,557	4,074
	育児学級	2,137	1,243	1,409	3,130	3,147
	受胎調節実地指導	360	324	240	12	0
	家族計画相談	484	450	375	1,087	118
	婚前学級	66	58	0	0	0
	思春期の子をもつ母のつどい	994	856	988	307	508
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	525	641	767	948	950
	療育指導	—	—	—	—	6
訪問指導	妊産婦	5,787	5,834	6,041	5,797	5,958
	新生児	5,506	5,557	5,841	5,665	5,926
	未熟児	618	610	579	587	575
	乳児	838	742	628	872	871
	幼児	1,280	1,379	1,223	1,369	1,183

イ 健康診査状況

区分	年度	4	5	6	7	8
医療機関委託分	妊婦	一般	12,516人	12,572人	13,043人	13,011人
		精密	1,963	2,110	2,061	2,041
		B型肝炎	6,530	6,325	6,977	6,740
	乳児	B型肝炎	20	18	28	6
		3ヵ月児一般	6,062	6,047	6,313	6,156
		7ヵ月児一般	5,986	6,018	6,014	5,977
保健所・保健センター実施分	妊婦	歯科	5,902	5,734	5,231	4,844
		一般	6,501	6,647	6,740	6,556
		精密	6,492	6,638	6,732	6,544
	1歳6ヵ月児	精密	102	47	82	107
		一般	6,562	6,361	6,524	6,387
		3歳児	6,525	6,340	6,511	6,372
	3歳児	精密	187	143	170	185
		精密	187	143	170	168

ウ 母子栄養食品支給状況

区分	年度	4	5	6	7	8	8年度分再掲支給実人員		
							妊産婦	乳幼児	計
牛乳		5,564本	5,968本	4,293本	4,439本	4,009本	30人	1人	31人
粉乳		123缶	28缶	16缶	42缶	33缶	0人	7人	7人
計							30人	8人	38人

エ 医療給付状況

区分	年度	4	5	6	7	8
養育医療給付事業	実人員	122	103	122	111	158
	延日数	6,776	6,607	6,550	5,866	7,740
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	2	0	0	2	3
	延日数	57	0	0	24	43
育成医療給付事業	実人員					211
	延日数					4,159
小児慢性特定疾患治療研究事業	実人員					682
	延日数					17,288
療育医療給付事業	実人員					0
	延日数					0

※は、中核市移行に伴う新規事業

(3) 婦人の健康づくり

婦人の健康増進を図り、家族や地域の健康づくりを推進するため、3事業を実施している。

ア 婦人健康診査事業実施状況

区分 \ 年度	5	6	7	8
受診者	1,109人	1,265人	1,378人	1,624人

イ 地区組織活動助成事業実施状況

区分 \ 年度	5	6	7	8
食生活改善推進員研修会	27回	18回	17回	18回
食生活改善講習会	69回	69回	69回	69回

ウ 食生活改善推進員教育事業実施状況

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
修了者	80人	96人	98人	111人	120人

保
衛

(4) 老人保健

昭和58年、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

老人保健（医療以外）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
医療受給資格者	9,855人	5,663人	4,977人	6,215人	6,314人
医療受給資格者以外の者	8,206	7,225	7,786	8,804	9,145

イ 健康教育

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
開催回数	930回	901回	970回	937回	821回
延人員	26,585人	24,811人	27,962人	25,471人	25,870人

ウ 健康相談

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
開催回数	1,484回	1,819回	1,879回	1,869回	1,715回
延人員	34,115人	40,571人	40,847人	39,343人	35,888人

エ 健康診査

区 分 \ 年 度		4	5	6	7	8
基 本 健 康 診 査		34,749人	34,556人	35,867人	35,463人	37,053人
胃 が ん 検 診		14,704	16,420	15,783	16,216	15,566
子宮がん検診	頸 部 検 査 の み	17,878	14,562	13,475	13,481	14,783
	頸 部 + 体 部 検 査	222	193	296	349	315
乳 が ん 検 診		10,496	11,210	11,639	11,832	13,662
肺 が ん 検 診	読 影 の み	28,738	30,742	29,465	29,603	29,530
	読 影 + 略 痰	3,280	3,224	2,679	2,932	2,846
大 腸 が ん 検 診		10,732	13,374	12,373	13,310	13,379
肝 臓 が ん 検 診		3,313	3,534	3,899	3,917	3,890
在 宅 歯 科 検 診		171	173	187	207	232

オ 機能訓練

区 分 \ 年 度		4	5	6	7	8
実 施 回 数		207回	220回	209回	257回	455回
延 人 員		3,530人	3,293人	3,150人	3,105人	3,423人

カ 訪問指導

区 分 \ 年 度		4	5	6	7	8
寝たきりの者	実人員	763人	776人	666人	625人	1,008人
	延人員	5,009	4,967	4,513	3,951	4,187
上記以外の 要 指 導 者	実人員	1,321	1,375	895	989	961
	延人員	2,621	2,856	2,408	2,647	2,398

(5) 予防接種の状況

区 分 \ 年 度		4	5	6	7	8
三 種 混 合 (ジフテリア 百 日 咳 破 傷 風)	初 回 + 追 加	人 26,782	人 26,516	人 25,372	人 27,780	人 27,707
	二 種 混 合 (ジフテリア 破 傷 風)					
小学校 卒業前		7,835	7,600	7,754	4,785	4,333
急 性 灰 白 髄 炎		13,589	13,453	12,866	13,844	14,244
イ ン フ ル エ ン ザ		17,747	17,652	12,958	17,993	15,142
日 本 脳 炎		102,402	90,246	96,349	34,837	29,485
風 し ん		2,201	2,026	1,998	5,683	7,142
麻 し ん	麻 し ん ワ ク チ ン	2,984	5,654	5,976	6,339	6,400
	MMR ワ ク チ ン	2,132	100	—	—	—

(注) MMR ワクチンについては、平成5年4月27日付中止となった。

(6) 結核対策

ア 健康診断

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
結核一般住民検診	37,340人	38,926人	36,099人	36,209人	36,209人
ツベルクリン反応検査(乳幼児)	8,701	7,547	7,284	7,471	7,411
B C G 接種(乳幼児)	7,818	6,915	6,749	7,097	7,135
管理検診	476	490	420	461	217
患者家族検診	833	721	406	326	369

イ 患者管理

区分 \ 年	4	5	6	7	8
結核患者登録数	945人	851人	769人	640人	458人
新登録患者数	162	158	161	121	119
結核診査数	797	589	631	406	388
結核患者訪問指導	716	579	410	381	343
命令入所患者数	37	56	46	38	22

(7) エイズ相談及びH I V抗体検査

市民の間に広がるエイズ不安を解消するため、市民が容易にエイズ相談及びH I V抗体検査を受けることができるよう保健所・保健センターにおいて実施している。

エイズ相談・H I V抗体検査の推移

区 分 \ 年	4	5	6	7	8
相 談	1,633	1,256	820	662	1,048
検 査	1,064	997	630	460	534

(8) 精神保健対策

区分 年度	精 神 保 健 相 談 (延件数)					訪 問 指 導 (延件数)					合 計
	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	
6	1,177	109	44	575	1,905	382	206	49	730	1,367	3,272
7	1,444	116	91	419	2,070	253	176	97	601	1,127	3,197
8	2,149	416	302	1,676	4,543	421	462	95	626	1,604	6,147

(9) 高齢者保健福祉相談コーナー

① 目的

高齢者の保健及び福祉に関する市民のニーズの多様化に的確に対応し、高齢者に対する保健・福祉サービスの提供が最適に行われるよう総合調整することで、より適切な地域ケアシステムの推進を図ることを目的として保健所及び保健センターの保健予防課に設置している。

② 業務内容

- (ア) 高齢者の居宅における介護支援等に関する相談
- (イ) 高齢者に関する保健又は福祉情報の収集及び提供
- (ウ) 保健・福祉サービスの調整
- (エ) 福祉事務所の老人居宅生活支援事業に係る経由事務
- (オ) 在宅介護支援センターの活動支援
- (カ) 地域ケアシステムの推進のための地域内連絡

③ 開設年月日 平成9年5月1日

④ 利用時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)

⑤ 職員の配置

職員3人(保健婦1人、看護婦1人、高齢福祉課事務職員1人)

⑥ 相談専用電話番号

熊本保健所	364-8007	西保健所	354-1400
東部保健センター	365-9155	北部保健センター	345-2209
南部保健センター	323-8400		

(平成8年度)

— 158 —

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 田崎町380番地 市場会館5階

配置人員 西保健所衛生課職員2名（非常勤）

区分 \ 年度	4		5		6		7		8	
	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数
化学検査	115	115	136	136	115	115	182	182	131	131
細菌検査	58	58	86	86	93	93	134	134	425	816
計	173	173	222	222	208	208	316	316	556	947

ウ 熊本市食肉衛生検査所

熊本市食肉衛生検査所は、「と畜場法」「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」「食品衛生法」に基づく業務を行っており、市民に安全で衛生的な食肉を供給するため各種疾病の検査、残留有害物質の検査、と畜場内の衛生に関すること、食肉に関する調査研究等を行っている。また、家畜生産サイドへの検査結果の還元事業も実施している。

と畜場内と殺検査数

畜種 \ 年度	4	5	6	7	8
牛	頭 3,655	頭 3,560	頭 3,787	頭 4,049	頭 3,295
子牛	13	12	7	7	8
馬	5,549	5,664	6,147	6,635	5,523
子馬	1	0	0	0	1
豚	89,492	88,809	93,365	96,563	99,086
緬山羊	3	16	5	3	6
合計	98,713	98,061	103,311	107,257	107,919

検査手数料

（単位 円）

	時 間 内					時 間 外	
	牛・馬	子牛	子馬	豚	緬山羊	大動物	小動物
検査手数料	400	100	300	200	50	500	400

保
衛

(2) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成8年度)

業種		区分	内 容	熊本保健所	西保健所	計
営業六法その他一般環境衛生	理容所	施設数		516	266	782
		監視回数(延)		94	59	153
		監視率(%)		18.2	22.2	19.6
	美容所	施設数		834	362	1,196
		監視回数(延)		186	80	266
		監視率(%)		22.3	22.1	22.2
	クリーニング所	施設数		579	335	914
		監視回数(延)		235	68	303
		監視率(%)		40.6	20.3	33.2
	旅館	施設数		163	123	286
		監視回数(延)		105	88	193
		監視率(%)		64.4	71.5	67.5
	興行場	施設数		24	3	27
		監視回数(延)		28	0	28
		監視率(%)		116.7	0	103.7
	公衆浴場	施設数		114	44	158
		監視回数(延)		214	82	296
		監視率(%)		187.7	186.4	187.3
	計	施設数		2,230	1,133	3,363
		監視回数(延)		862	377	1,239
		監視率(%)		38.7	33.3	36.8
	温泉	施設数		8	25	33
		監視回数(延)		5	6	11
	化粧場等	施設数		18	5	23
		監視回数(延)		18	1	19
	墓地	施設数		594	760	1,354
		監視回数(延)		10	0	10
	納骨堂	施設数		61	82	143
		監視回数(延)		2	0	2
	火葬場	施設数		1	0	1
		監視回数(延)		0	0	0
	ビル管理法による特定建築物	施設数		129	55	184
		監視回数(延)		76	55	131
	ビル管理法による登録営業所	施設数		70	32	102
		監視回数(延)		36	17	53
	遊泳場	施設数		18	11	29
		監視回数(延)		72	86	158

(3) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する

委員構成 10人以内

○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員

任 期 2年

審議の状況

年度 区分	4	5	6	7	8
開催回数	2	2	2	0	1
諮問件数	1	2	2	0	1

(4) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 平成1丁目16番18号

機 構 保健衛生局衛生部衛生課所属

敷地面積 1,620㎡

建物面積 786.62㎡

建設年月 昭和60年3月(竣工)

総工費 97,435千円

人 員 15人

業務内容 ねずみ・こん虫等の駆除
衛生害虫等の相談・指導
伝染病患者の家屋等の消毒
あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ・こん虫等駆除状況

(平成8年度)

こ ん 虫 等						ねずみ
駆除箇所	下水溝	貯水槽水溜	墓 地	塵芥集積所	草 原	駆除薬量
29,159カ所	2,402,260㎡	8,480㎡	106,350㎡	—㎡	143,951㎡	2,696g

ウ 除草指導

苦情処理状況

(平成8年度)

指 導 し た 雑 草 地	草 刈 り 実 績
191カ所	115,748㎡
	178カ所
	109,153㎡

パトロールによる指導

(平成8年度)

指 導 し た 雑 草 地	草 刈 り 実 績
288カ所	169,867㎡
	272カ所
	158,146㎡

エ 草刈り機具貸出状況

(平成8年度)

貸付箇所	貸付台数	除草面積
649カ所	675台	296,456㎡

(5) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	平成7年度までの貸付状況		平成8年度の貸付状況		貸付状況 (累計)	
		件 数	面 積(㎡)	件 数	面 積(㎡)	件 数	面 積(㎡)
花園墓地	28,057	1,914	12,730.098	2	3.500	1,913	12,711.398
小峯墓地	28,617	1,927	11,724.986	2	16.000	1,928	11,739.236
立田山墓地	37,929	1,538	10,458.310			1,535	10,440.160
城山墓園	54,747	943	6,358.550	1	7.700	944	6,366.250
清水墓園	20,897	1,526	8,695.460			1,526	8,695.460
桃尾墓園	136,690	5,537	27,792.300	4	20.000	5,540	27,807.300
浦山墓園	26,407	1,254	8,016.480	3	16.000	1,256	8,024.480
計	333,344	14,639	85,776.184	12	63.200	14,642	85,784.284

(注) 平成7年度までの貸付状況と平成8年度分の貸付状況の合計が累計と一致しないのは廃止分があるためである。

イ 桃尾霊堂

所在地 戸島町 桃尾墓園内

敷地面積 2,000㎡

建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡

納骨堂 家族納骨壇 400壇、 短期納骨壇 400壇

管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡

(事務所、休憩所、便所)

舍利塔 18.5㎡

竣工 本体工事 昭和56年 3 月

建設費 昭和55年度 152,380千円 (設計委託料含む)

昭和57年度 6,250千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平9.4.1施行)

種 別	使 用 料
芝 生 墓 地	1 区 画 400,000円
一 般 墓 地	1 平方メートルにつき 80,000

(昭56.5.1施行)

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10 年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1	5,000

(6) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場
 所 在 地 戸島町796番地
 敷地面積 11,000㎡
 建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡
 建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月
 構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）
 建設費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）
 増改築費 131,190千円
 炉 数 重油一般炉14基、再燃炉2基、汚物炉1基
 型 式 ロストル式14基

イ 利用状況

年 度		4	5	6	7	8
区分	市 内	3,731 ^件	3,616 ^件	3,852 ^件	3,548 ^件	3,721 ^件
	市 外	544	536	579	568	522
小 人	市 内	43	35	50	33	27
	市 外	7	4	8	8	12
死 産 児	市 内	300	289	274	268	240
	市 外	113	140	170	157	145
そ の 他	市 内	299	466	396	425	557
	市 外	42	56	63	44	49
合 計	市 内	4,373	4,406	4,572	4,274	4,545
	市 外	706	736	820	777	728

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000㎤ 以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式 場 の 使 用		3,000	18,000	

(7) 動物管理センター

ア 施設

名 称 熊本市動物管理センター
 所 在 地 小山町451番地
 敷地面積 10,726.71㎡
 建物面積 771.74㎡
 管 理 棟 246㎡
 収容施設棟 315.43㎡
 車 庫 78㎡
 管理人住宅 41.63㎡
 収 納 庫 27㎡
 動物愛護園
休 憩 所 63.68㎡
 建設費 20,925千円
 改 築 費 150,396千円（収容施設棟）、46,440千円（管理棟）
 建設年月 昭和45年5月
 改 築 年 月 昭和58年1月（収容施設棟）、昭和61年10月（管理棟）
 焼 却 炉 2基

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	薬 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払い出し	処 分	避妊	去勢	咬傷
4	15,927	15,717	1,264	125	847	1,786	4,022	185	253	3,584	0	0	41
5	16,362	16,212	1,436	104	778	1,705	4,023	251	273	3,499	0	0	54
6	16,653	16,492	1,176	159	667	1,497	3,499	215	221	3,063	0	0	41
7	16,829	16,712	1,047	150	566	1,435	3,198	159	226	2,813	0	0	37
8	19,165	17,413	1,037	97	622	1,347	3,103	174	180	2,749	0	0	31

3 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

(1) 救急医療体制整備の経緯

昭和51年12月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関)
昭和52年7月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
昭和53年	病院群輪番制による2次救急医療業務開始
昭和56年11月	熊本市医師会(休日夜間急患センター)に一次救急医療業務を委託(小児科・内科) 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和57年4月	休日夜間に加え土曜日夜間の1次救急業務開始
昭和58年4月	休日夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充(小児科・内科・外科)
昭和63年4月	休日昼間の一次救急業務を開始
平成2年4月	熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託

(2) 一次救急医療業務

ア 休日夜間急患センター

①熊本市医師会休日夜間急患センター(熊本市医師会熊本地域医療センター内)

診療科目 小児科・内科・外科

診療時間 毎夜間(午後6時から翌朝午前8時まで)、休日昼間(午前8時から午後6時まで)

②熊本赤十字病院

診療科目 小児科・内科・外科・整形外科

診療時間 休日夜間(午後6時から翌朝午前0時まで)

イ 在宅当番医制(熊本市医師会委託)

診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)、精神科(1)※ ()内は、1日当り実施医療機関数(※精神科のみ隔週実施)

ウ 救急調剤(熊本市薬剤師会委託)

くまもと中央薬局で、毎夜間(午後6時から翌朝午前0時まで)救急調剤業務実施

エ 休日夜間歯科診療業務(熊本市歯科医師会委託、非公表)

在宅当番医制により、休日夜間(午後6時から翌朝午前0時まで)の歯科救急診療業務実施

一次救急医療業務実績

区分		年度	4	5	6	7	8
急患センター	小児科(人)		15,137	14,460	16,275	16,411	18,318
	内科(人)		9,684	9,483	11,331	10,476	11,990
	外科(人)		3,011	3,355	3,288	3,599	3,370
	計(人)		27,832	27,298	30,894	30,486	33,678
	二次医療搬送(再掲)		1,065	1,155	1,237	1,151	1,218
在宅当番医制(人)			23,708	23,103	25,169	23,590	26,873
(実施医療機関延数)			(788)	(813)	(800)	(812)	(825)
救急調剤(件)			14,839	15,522	16,464	16,319	20,189
休日夜間歯科診療(人)			27	29	18	21	20
委託料(千円)			140,157	144,601	146,645	157,498	158,059

(3) 二次救急業務－病院群輪番制（非公表）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌朝午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市民病院、国立熊本病院）の輪番制により実施

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会休日夜間急患センター（熊本地域医療センター内）

診療科目 小児科・内科・外科

公表在宅医

一日当たり 内科5、外科4、産婦人科1、計10医療機関

非公表在宅医

一日当たり 耳鼻咽喉科1、眼科1、精神科1、計3医療機関

・熊本市薬剤師会

くまもと中央薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

一日当たり 開業歯科医2、熊本県口腔保健センター1、計3カ所

イ 二次診療（非公表）

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

年度		4	5	6	7	8
区分						
診療実日数(日)		4	4	4	4	5
急患センター	小児科(人)	712	619	822	821	1,288
	内科(人)	459	395	520	445	849
	外科(人)	145	165	114	137	155
公表在宅医(人)		1,764	1,614	2,019	2,079	4,354
非公表在宅医(人)		365	335	424	474	621
救急調剤(件)		1,092	987	1,241	1,241	2,067
公表歯科在宅医(人)		410	273	583	585	531
二次医療機関(人)		531	433	225	162	236
委託料(千円)		18,564	18,685	19,015	19,340	23,596

4 産 院

(1) 概 要

所 在 地	本山3丁目5番11号
敷地面積	3,028㎡
建物面積	1,881.2㎡
本 館	鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡
新 館	鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡
看護婦宿舎	鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡
病 床 数	38床
職 員 数	医師3人 助産婦（看護婦）30人 医療技術員4人 事務職員5人（平8.6.1現在）

(2) 利用状況

年度 区分	4	5	6	7	8
分 娩 数 (人)	368	355	395	424	439
入 院 数 (件)	8,294	10,182	9,890	10,851	10,128
外 来 数 (件)	10,408	12,547	13,466	13,616	13,939
計 (件)	18,702	22,729	23,356	24,467	24,067

(3) 経営状況

(単位 千円)

年度 区分	4	5	6	7	8
収 入	422,816	462,521	483,945	510,168	544,224
支 出	422,762	462,470	483,895	510,119	544,173
損 益	54	51	50	49	51

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室（3室） 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき4,000円

5 市 民 病 院

(1) 概 要

所 在 地	湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 27,407.746㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病 床 数	580床〔一般540床（うちICU6床）、伝染病40床〕
主 な 設 備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、Co ⁶⁰ 回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高压X線照射装置）、コンピュータッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、ハイパーサーミア装置、体外衝撃波結石破碎装置
診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、リウマチ科
職 員 数	582人（医師77人 看護婦365人 医療技師76人 事務その他64人）（平9.6.1現在）

(2) 経 営 状 況

（単位 千円）

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
収 入	8,534,390	8,571,302	9,485,164	9,973,083	10,205,905
支 出	8,824,166	9,535,751	9,774,726	10,282,586	10,484,964
損 益	△ 289,776	△ 964,449	△ 289,562	△ 309,503	△ 279,059
利 益 剰 余 金	849,087	△ 115,362	△ 404,924	△ 714,427	△ 993,486

(3) 使 用 料

特 別 室A（21室）	1人1日	4,000円
個 室B（21室）	1人1日	2,000円
〃 C（13室）	1人1日	1,000円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		4	5	6	7	8
内科	入院	57,052	61,915	61,537	61,632	59,925
	一日平均入院	156.3	169.6	168.6	168.4	164.2
	外来	61,473	63,307	66,387	65,437	69,628
	一日平均外来	207.7	215.3	225.0	221.8	236.8
	計	118,525	125,222	127,924	127,069	129,553
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	8,124	9,236	10,455	10,966	12,191
	一日平均外来	27.4	31.4	35.4	37.2	41.5
	計	8,124	9,236	10,455	10,966	12,191
小児科	入院	32,885	30,375	32,430	33,331	31,143
	一日平均入院	90.1	83.2	88.8	91.1	85.3
	外来	25,104	22,671	24,311	24,517	24,222
	一日平均外来	84.8	77.1	82.4	83.1	82.4
	計	57,989	53,046	56,741	57,848	55,365
外科	入院	22,470	23,435	24,185	23,200	24,350
	一日平均入院	61.6	64.2	66.3	63.4	66.7
	外来	29,332	28,666	27,856	29,885	30,887
	一日平均外来	99.1	97.5	94.4	101.3	105.1
	計	51,802	52,101	52,041	53,085	55,237
整形外科	入院	23,187	21,502	23,608	27,066	26,143
	一日平均入院	63.5	58.9	64.7	74.0	71.6
	外来	22,283	22,233	26,386	28,946	29,349
	一日平均外来	75.3	75.6	89.4	98.1	99.8
	計	45,470	43,735	49,994	56,012	55,492
皮膚科	入院	5,935	6,332	6,641	6,335	4,766
	一日平均入院	16.3	17.3	18.2	17.3	13.1
	外来	24,133	22,982	24,349	28,736	27,870
	一日平均外来	81.5	78.2	82.5	97.4	94.8
	計	30,068	29,314	30,990	35,091	32,636
泌尿器科	入院	4,875	4,232	5,615	4,559	4,133
	一日平均入院	13.4	11.6	15.4	12.5	11.3
	外来	11,684	10,627	11,541	10,979	10,289
	一日平均外来	39.5	36.1	39.1	37.2	35.0
	計	16,559	14,859	17,156	15,538	14,422
眼科	入院	6,450	5,656	5,942	5,308	4,542
	一日平均入院	17.7	15.5	16.3	14.5	12.4
	外来	22,926	22,041	24,204	21,954	20,869
	一日平均外来	77.5	75.0	82.0	74.4	71.0
	計	29,376	27,697	30,146	27,262	25,411
耳鼻いんこう科	入院	6,827	5,028	7,219	8,085	10,545
	一日平均入院	18.7	13.8	19.8	22.1	28.9
	外来	10,511	10,144	11,137	11,245	12,140
	一日平均外来	35.5	34.5	37.8	38.1	41.3
	計	17,338	15,172	18,356	19,300	22,685
産婦人科	入院	21,375	21,976	21,672	22,131	22,738
	一日平均入院	58.6	60.2	59.4	60.5	62.3
	外来	39,484	33,760	32,312	30,216	25,880
	一日平均外来	133.4	114.8	109.5	102.4	88.0
	計	60,859	55,736	53,984	52,347	48,618

科目	患者数	年度				
		4	5	6	7	8
歯 科	入 院	297	460	611	445	434
	一日平均入院	0.8	1.3	1.5	1.2	1.2
	外 来	11,133	11,384	11,414	11,506	13,949
	一日平均外来	37.6	38.7	38.7	39.0	47.4
	計	11,430	11,844	12,025	11,951	14,383
リハビリテ ーション科	入 院	8,452	9,158	7,626	3,758	2,864
	一日平均入院	23.2	25.1	20.9	10.3	7.8
	外 来	17,221	20,238	20,159	18,710	18,465
	一日平均外来	58.2	68.8	68.3	63.4	62.8
	計	25,673	29,396	27,785	22,468	21,329
放 射 線 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	8,220	7,770	8,321	9,315	10,781
	一日平均外来	27.8	26.4	28.2	31.6	36.7
	計	8,220	7,770	8,321	9,315	10,781
麻 酔 科	入 院	365	628	453	555	455
	一日平均入院	1.0	1.7	1.2	1.5	1.2
	外 来	5,828	5,690	5,335	5,476	5,099
	一日平均外来	19.7	19.4	18.1	18.6	17.3
	計	6,193	6,318	5,788	6,031	5,554
こ う 門 科	入 院	11,960	11,085	10,405	9,625	10,742
	一日平均入院	32.8	30.4	28.5	26.3	29.4
	外 来	10,840	11,321	11,045	9,367	8,243
	一日平均外来	36.6	38.5	37.4	31.8	28.0
	計	22,800	22,406	21,450	18,992	18,985
形 成 外 科	入 院	4,821	3,844	3,362	3,900	4,456
	一日平均入院	13.2	10.5	9.2	10.7	12.2
	外 来	5,193	4,606	4,563	5,865	6,485
	一日平均外来	17.5	15.7	15.5	19.9	22.1
	計	10,014	8,450	7,925	9,765	10,941
脳神経外科	入 院	1,818	1,959	3,652	3,458	3,782
	一日平均入院	5.0	5.4	10.0	9.4	10.4
	外 来	2,683	2,551	3,126	3,059	3,789
	一日平均外来	9.1	8.7	10.6	10.4	12.9
	計	4,501	4,510	6,778	6,517	7,571
小 児 心 臓 外 科	入 院	—	213	929	1,344	1,308
	一日平均入院	—	0.6	2.5	3.7	3.6
	外 来	—	45	58	86	76
	一日平均外来	—	0.6	0.2	0.3	0.3
	計	—	258	987	1,430	1,384
心 臓 血 管 外 科	入 院	—	223	468	524	519
	一日平均入院	—	0.6	1.3	1.4	1.4
	外 来	—	21	115	189	159
	一日平均外来	—	0.1	0.4	0.6	0.5
	計	—	244	583	713	678
合 計	入 院	208,769	208,021	216,355	215,256	212,845
	一日平均入院	572.0	569.9	592.8	588.1	583.1
	外 来	316,172	309,293	323,074	326,454	330,371
	一日平均外来	1,068.1	1,052.0	1,095.2	1,106.6	1,123.7
	計	524,941	517,314	539,429	541,710	543,216

(注) 小児心臓外科、心臓血管外科は平成5年6月1日より新設

(5) 伝染病患者収容状況

年度 区分		4	5	6	7	8
赤 痢	患 者	0人	2人	6人	8人	4人
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	1	1	1	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	0	1	2	1	1
	死 者	0	0	0	0	0
流行性脳 脊髄膜炎	患 者	0	0	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	1	0	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
コ レ ラ	患 者	0	0	3	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	2	4	12	9	5
	死 者	0	0	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数74床の新生児医療センターでは、専従医師7名、看護婦49名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

年 度 項 目	4	5	6	7	8
出生児体重 1,500g未満	109人	124人	142人	163人	153人
出生児体重 1,500～2,500g	217	234	223	242	233
出生児体重 2,500g以上	269	237	240	258	285
合 計	595	595	605	663	671
術 後 管 理	38	29	38	34	33
うち新生児専用救急車 による搬送者	251	214	213	223	224

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置

(7) 附属診療所

芳野診療所

所 在 地	河内町野出1410番地
敷地面積	729.50㎡
建物面積	381.47㎡
構 造	木造 1 階建
診療科目	内科、外科、小児科
医 療 圏	芳野地区662世帯 2,475人
利用状況	5,780人 (平成 8 年度)

6 環 境 保 全

(1) 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染といった身近な生活環境の問題からオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、砂漠化、熱帯雨林の減少等地球規模の環境問題に至るまで複雑多様化してきている。

それは、人々の日々の営みが環境に対して過度の負担をかけていることに原因があるので、市民一人ひとりが環境問題を自分自身のこととして考え、環境に配慮した行動をとることが不可欠である。本市においても、これまでの施策は公害対策、緑化推進など、個別に行われてきたが、このような環境問題の多様化に伴い、新たな視点に立った総合的かつ計画的な環境行政の推進が必要となってきた。そこで、環境基本条例に基づき、平成5年3月に環境総合計画を策定し、積極的できめ細かな施策を展開している。

このような中、行政と市民、事業者とが一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するために、平成7年9月25日に「環境保全都市宣言」を行った。

(2) 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会の全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水保全、都市景観などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

(3) 環境審議会（昭和64年1月7日発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する

委 員 17人

開催回数 平成8年度1回

(4) 環境総合計画の策定

平成2年度に策定した環境総合計画基本構想を受けて、本市の良好な環境の維持形成を図るための基本的かつ総合的な計画を平成4年度末に策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、望ましい環境づくりの指針となるものである。

本計画に基づき、良好な環境の維持形成に向け、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

ア 市民環境保全行動指針

市民が日常生活において環境に配慮すべき事項を指針として示し、市民の理解の下に周知徹底を図る。

イ 環境事前配慮指針

施策、事業を行うにあたって環境へ事前に配慮すべき事項を指針として示し、これに基づき適切な指導を行っていく。

ウ 地球温暖化防止地域推進計画策定

全人類に共通する緊急課題である地球環境問題の中でも最も重要な問題である地球温暖化防止に向けて、地方から積極的な対応を図っている。

エ 環境学習推進プラン策定

望ましい環境学習のあり方や施策、事業の推進方向を示し、市民一人ひとりの立場に応じた学習機会の提供とその拡充を図っていく。また、平成8年度は同プランに基づき環境学習手引書の作成及びこども環

境賞を創設した。

オ 環境管理・監査システム熊本市版ガイドライン策定

環境管理・監査システムの考え方やシステム導入のための実用的なマニュアルを示し、市内の企業の自主的な環境保全活動を推進していく。

(5) 環境啓発活動

広く市民を対象として、環境保全に対する意識の啓発を図り、さらには実践行動を促すことを目的とする。

ア 環境モニター制度（モニター数 57人 任期2年）

イ グリーンクリーンキャンペーン

・さわやかクリーン大作戦（昭和58年から開始）

ウ 環境フェアの開催

エ 自然愛護事業

市民一人ひとりが自然にふれ親しみながら生態系の仕組みを理解し、自然のすばらしさを認識することにより、自然を愛する心を育てることを目的とする。

・自然観察会

・水辺教室

・探鳥会

・野鳥パネル展

オ 有害鳥獣駆除

(6) 境紛争の処理

ア 環境紛争調整委員会・建築紛争専門部会

① 環境紛争調整委員会（昭和63年10月24日発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる

委 員 5人（任期2年）

開催回数 平成8年度1回

② 建築紛争専門部会（平成2年8月1日発足）

目 的 良好な環境の確保に関する紛争の中で特に中高層建築物の建築に係わる紛争を対象として、あっせん又は調停にあたる

委 員 6人（任期2年）

開催回数 平成8年度1回

イ 建築紛争の取り組みの概要

中高層建築物に関する紛争処理は、建築指導課による行政指導、次に中高層建築物連絡会議（庁内関係15課）による行政指導、さらに建築紛争専門部会によるあっせん又は調停により処理にあたる

7 公 害 防 止

(1) 概要

公害対策課は、市民の健康を保護するとともに快適な生活環境を確保し、安全で健やかなまちづくりのため、公害防止に関する法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁等の環境汚染状況及び工場・事業場に対する監視指導等の強化を図るとともに、公害防止対策の推進及び市民や事業者に対して公害防止意識の啓発を行っている。

(2) 大 気 汚 染

環境基準達成状況

測 定 項 目		二 酸 化 硫 黄			二酸化窒素			浮 遊 粒 子 状 物 質			光化学オキシダント			一 酸 化 炭 素		
環 境 基 準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/㎡であり、かつ1時間値が0.20mg/㎡以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
環境基準との比較における評価方法		短期的評価		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価		長期的評価
		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。		1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。	年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。		1時間値の1日平均値が0.10mg/㎡であり、かつ、1時間値が0.20mg/㎡以下であること。	1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/㎡以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/㎡を超えないこと。		1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			
年 度		6	7	8	6	7	8	6	7	8	6	7	8	6	7	8
一般環境大気測定局	市 役 所 局	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×
	東部保健センター局	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×
	古 町 小 局	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×
	天 明 局	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×
自動車排出測定局	水 道 町 局	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	-	-	-
	神 水 本 町 局	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	×	-	-	-

(注) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成。

ばい煙等発生施設届出件数

(平成8年度)

届出の区分 法・条例		設 置 〔法6条 条例9条〕	変 更 〔法8, 11, 12条 条例11, 14, 15条〕	廃 止 〔法11条 条例14条〕	工場・事業場数 (累 計)	ば い 煙 等 発 生 施 設 数 (累 計)
大気汚染防止法	工 場	6	11	10	74	157
	事業場	11	13	16	301	526
熊本県公害防止 条 例	工 場	1	3	4	51	77
	事業場	12	14	4	353	482
合 計		30	41	34	779	1,242

(3) 水 質

各河川の水質状況調

(平成8年度)

調 査 項 目			PH (水素イオン濃度)	DO (溶存酸素) mg/ℓ	BOD (生物化学的酸素要求量) mg/ℓ	SS (浮遊物質) mg/ℓ
水域名	地 点	名	平 均 値	平 均 値	75 % 値	平 均 値
白 川	吉 原 橋	◎	7.7	9.2	3.6	9
加勢川	九州記念病院前	○	7.0	7.7	1.9	66
	砂取橋(市道)	○	7.2	7.8	1.5	3
	第3湖東橋	○	7.3	8.9	2.0	1
	江津斉藤橋	○	7.2	6.5	2.1	4
	秋 津 橋	○	7.5	9.1	3.3	11
	西無田橋	○	7.4	8.8	19	6
坪井川	大鳥居前	□	7.7	9.2	2.0	3
	坪井川合流前(堀川)	◎	8.0	8.4	11	36
	堀川合流前	◎	8.2	10	2.9	7
	打 越 橋	○	7.6	7.0	11	10
	行 幸 橋	○	7.6	6.0	13	17
	上 代 橋	◎	7.6	6.5	12	15
	千金甲橋	◎	7.6	6.0	7.5	15
井芹川	庄屋口橋	□	7.6	8.4	5.1	5
	釜 尾 橋	□	7.7	8.6	3.8	6
	山 王 橋	◎	7.9	9.1	4.0	9
	段 山 橋	○	7.7	8.8	4.4	8
	尾 崎 橋	◎	7.9	8.7	6.2	16
天明新川	小 原 橋	□	7.3	5.8	4.7	13
	三 俣 橋	□	7.4	5.1	11	15
	河尻神宮前	□	7.3	4.8	5.8	18
	六 双 橋	◎	7.4	5.8	6.4	19
	裏 橋	□	7.4	5.7	4.8	18
	下 沖 橋	□	7.4	6.1	4.0	18

(注) 75%値とは、日間平均値を小さい順にならべ、例えばデータ数が12個あったときは9番目の値を示す。
環境基準を評価する値として用いる。

◎は環境基準点、○は補助地点、□は参考地点

水質汚濁防止法および熊本県地下水質保全条例に基づく届出件数

(平成8年度)

届出の区分 法・条例	設 置 〔法5条 条例8, 9条〕	変 更 〔法7, 10, 11条 条例10, 13, 15条〕	廃 止 〔法10条 条例14条〕	事業場数 (累 計)
水 質 汚 濁 防 止 法	14	19	4	833
熊本県地下水質保全条例	1(13)	0	3	141

(注) () 内は使用管理届出書

(4) 騒 音

特定施設届出件数

(平成 8 年度)

届出の区分 法・条例	設 置 〔法 6 条 条例 44 条〕	変 更 〔法 8, 10, 11 条 条例 46, 49 条〕	廃 止 〔法 10 条 条例 49 条〕	工 場 ・ 事 業 場 数 (累 計)	特定施設数 (累 計)
騒 音 規 制 法	10	1	3	842	3,641
熊本県公害防止条例	46	11	6	2,490	14,418
合 計	56	12	9	3,332	18,059

特定建設作業実施届出件数

年 度		4	5	6	7	8
特定建設作業の種類						
騒音に基づく届出 法 14 条	杭打機・杭拔機を使用する作業	40	50	55	43	47
	さく岩機を使用する作業	92	96	122	102	121
	空気圧縮機を使用する作業	2	0	10	10	5
振動に基づく届出 法 14 条	杭打機・杭拔機を使用する作業	55	64	60	50	50
	ブレーカーを使用する作業	68	58	76	56	56
県条例に基づく届出 51 条	コンクリートカッターを使用する作業	1	5	1	9	3
	掘削機械を使用する作業	294	259	304	338	339
合 計		552	532	628	608	621

(5) 振 動

特定施設届出件数

(平成 8 年度)

届出の区分 法	設 置 〔法 6 条〕	変 更 〔法 8, 10, 11 条〕	廃 止 〔法 10 条〕	工 場 ・ 事 業 場 数 (累 計)	特 定 施 設 数 (累 計)
振 動 規 制 法	3	1	2	276	1,141

(6) 苦情処理件数

種 別 \ 年 度	4	5	6	7	8
大 気 汚 染	37	16	15	28	19
水 質 汚 濁	34	24	41	31	29
騒 音	63	49	63	54	39
振 動	5	2	7	7	7
悪 臭	41	15	30	23	22
そ の 他	13	9	3	14	7
計	193	115	159	157	123

(7) 公害防止事前指導

公害の未然防止対策の一環として、公害が予想される工場や事業場に対して、建築確認申請の際、建築工事、操業あるいは機器設置に係わる公害または環境上の問題について、当事者の相談を受け付け、未然防止のための事前指導の徹底を図っている。

年 度	4	5	6	7	8
指導件数	916	689	781	772	810

(8) 公害対策審議会（昭和49年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、公害対策に関する基本的事項について調査審議する。

委 員 14人（任期2年）

開催回数 2回（平成8年度）

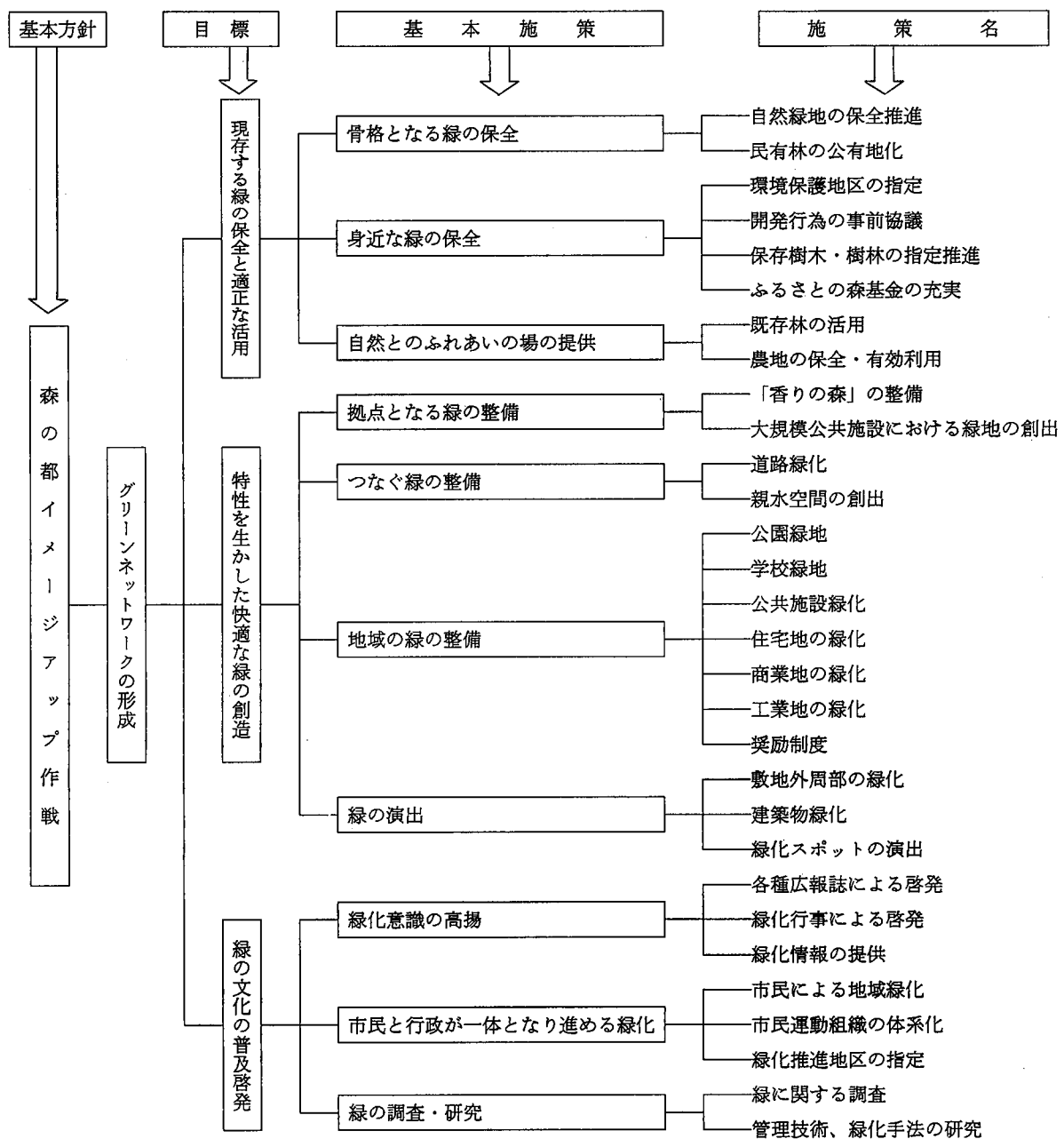
8 緑化推進（森の都作戦）

（１）概 要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

すでに25年目を迎えたこの作戦は、市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成5年3月に制定した「熊本市緑化推進基本計画」に基づき、21世紀における緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

（２）森の都イメージアップ作戦施策体系



(3) 事業実施状況

(平成8年度)

事業名		事業概要	備考
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理	街路樹管理 (171路線) 外
立田山保全		立田山憩の森の管理外 (施肥、除草、下草刈り等管理)	150.42ha
金峰山管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	
自然環境保全		環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、ホテルの街づくりの推進、坪井川錦鯉放流	環境保護地区 5か所 開発行為事前協議 142件
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	壺川小学校外 116校
	街路緑化	街路樹植栽等	武蔵ヶ丘2丁目第3号路線外 6路線
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	北部保健センター外 18施設
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布(ポータラカ・パンジー)、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	花苗配布一自治会等へ40万株
	建築物緑化	モデル施設の整備	くまもと工芸会館
	園場苗木管理	蓮台寺園場ほか3カ所の苗木育成・管理、城山園場新築	
家庭緑化		生垣設置奨励補助、記念樹配布、ツタ苗配布、緑地協定区域内の樹木配布	生垣設置奨励補助 56件 記念樹 1,127本 ツタ苗 2,294株
工場緑化		工場・事業所等への樹木配布	
「香りの森」調査		「香りの森検討委員会」設置・基本構想作成	平9.3.6提言
「みどりの日」記念植樹		「みどりの日」を記念して植樹祭を実施 (会場 日吉中、日吉東小学校)	1,800人参加
緑化啓発		市民運動による地域環境緑化活動の促進、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどい・実りの森のフェスティバルの実施、森の都推進会議の開催、緑の募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	緑化市民運動 19か所 生垣コンクール応募数 60件
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理	森林学習館利用者 9,626人

保衛

9 地下水保全

(1) 概要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめ、工業用水、都市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

そこで、この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）、また同条例を一部改正（平成3年3月）し、さらに県及び本市周辺15市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

(2) 地下水保全対策

節水型社会の形成

○意識の啓発

広報冊子、啓発用ビデオ、市政だより、市政広報番組の活用はもとより、「節水キャンペーン」等の行事を通じて広く市民に意識の啓発を行うとともに、市民団体との連携のもと、水環境保全の推進を図っている。

○節水・水の合理的利用の推進

昭和63年度に家庭用水、都市活動用水の利用実態調査を行い、その結果をもとに節水・合理化指導に努めている。また、昭和63年度から28事業所を対象に第一次工業用水合理化指導を行い、その結果、合理化計画の99.1%（節水合理化達成水量約7,300㎥/日）を達成している。

また、平成5年度から36事業所を対象に第二次工業用水合理化指導を行い、その結果平成8年度までに合理化計画の78.6%（節水合理化達成水量約1,120㎥/日）を達成している。

質の保全

○地下水汚染対策

昭和57年度環境庁が全国的に有機塩素化合物による地下水質調査を行い、昭和58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を実施。現在も地下水汚染状況の把握を行っている。

この浄化のために、春竹地区で平成元年度より地下水汚染物質除去実験、高平台地区においては平成4年度から「ガス吸引処理方式」と「揚水処理方式」の併用による本格浄化を実施している。さらに平成5年度からは、周辺の汚染井戸において、「活性炭吸着方式」を加えて浄化対策に取り組んでいる。

また、東野地区では平成3年度よりガソリン汚染浄化対策を実施するなど積極的に取り組んでいる。

さらに、工場・事業場の監視・指導を徹底し、地下水汚染の未然防止に努めている。

○地下水質監視体制の確立

地下水汚染の早期発見や地下水質の長期的変化を把握するため、平成元年度に改正された水質汚濁防止法に基づき地下水質を長期的に測定し、監視体制の確立を図っている。また、平成5年度から水濁法の一部改正に伴い現在、23項目及び硝酸・亜硝酸性窒素の水質監視を行っている。

量の保全

○地下水かん養の推進

水源かん養林の造成、市街地における透水性舗装等の設置やビニールハウス雨水浸透施設設置補助等により地下水かん養量の増加に努めている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を地区別・用途別について調査し、地下水の利用状況を把握している。又、平成9年2月には、年間採取量上位50者を節水合理化の状況等と合わせて公表した。

○地下水位監視体制の確立

地下水の状況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。又、地下水情報板を設置し、地下水の水位の状況を表示している。

財団法人熊本地下水基金

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月26日に財団法人熊本地下水基金を設立し、水源かん養林の造成・整備に関する助成・確保や地下水かん養に関する助成等に取り組んでいる。又、平成8年度において、水源かん養林として、阿蘇郡西原村の山林約34haを取得した。今後、関係市町村との連携のもと、当財団の有効活用を図り、その事業推進に努める。

保
衛

(3) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況（推計値）

年 度		3	4	5	6	7
用 途						
上水道用	井戸本数(本)	97	95	94	94	94
	一日平均採取量(㎡)	243,802	243,064	242,708	244,942	242,157
	年間採取量(㎡)	89,231,580	88,718,440	88,588,712	89,403,718	88,387,232
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,631	1,564	1,560	1,555	1,530
	一日平均採取量(㎡)	67,814	71,402	66,652	68,911	62,058
	年間採取量(㎡)	24,819,963	26,061,762	24,327,733	25,152,528	22,651,274
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,269	1,202	1,190	1,271	1,266
	一日平均採取量(㎡)	79,807	73,455	69,993	69,987	66,089
	年間採取量(㎡)	29,209,360	26,810,994	25,547,582	25,545,491	24,122,788
合 計	井戸本数(本)	2,997	2,861	2,844	2,920	2,890
	一日平均採取量(㎡)	391,442	387,921	379,353	383,840	370,304
	年間採取量(㎡)	143,260,903	141,591,196	138,464,027	140,101,737	135,161,294

10 ごみ処理

(1) 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、毎年処理計画を定め、全市域を対象に処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源ごみ再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度のより一層の充実を図るとともに、発電等の余熱利用設備を備える新東部環境工場を中心とした総合的な環境啓発の拠点整備の一環として、熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

(2) 収集及び処理量

ア 収 集 量

(単位 t)

区分		年度	4	5	6	7	8
直営	北部 クリーンセンター		36,970	35,119	35,174	36,657	37,484
	西部 クリーンセンター		45,965	44,648	44,817	47,206	47,970
	東部 クリーンセンター		43,657	41,887	42,330	44,276	44,728
	蓮台寺 クリーンセンター		12,823	13,779	11,186	12,028	12,422
	下硯川清掃詰所		2,763	2,925	2,981	3,401	3,684
委託収集			20,494	23,112	25,503	25,130	25,807
許可業者			80,070	81,101	91,177	91,968	94,378
自己搬入			47,909	48,564	50,283	52,072	60,702
計			290,651	291,135	303,451	312,738	327,175
1日平均排出量			796	798	832	857	896
1人1日当たり排出量(g)			1,255	1,265	1,305	1,318	1,376

イ 処 理 量

(単位 t)

区 分		年 度		4		5		6		7		8	
		総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均
焼却	西部環境工場	152,166	417	137,643	377	137,913	378	115,754	317	118,401	325		
却	東部環境工場	85,570	234	100,079	274	113,812	312	149,650	410	158,190	433		
埋立		45,092	124	43,263	119	38,179	105	34,828	96	36,609	100		
再資源化		7,823	21	10,150	28	13,547	37	12,506	34	13,975	38		
計		290,651	796	291,135	798	303,451	832	312,738	857	327,175	896		

(3) 廃棄物処理手数料

種 別	取扱区分	単 位	金 額
廃棄物	焼却又は埋立てのみ行うとき	1回の持込量 100kgにつき	400円

※平成10年1月からは20kgにつき140円、平成11年1月からは20kgにつき200円とする。

(4) 保有車両と人員

(平8.5.1現在)

事業所名	2t ダンプ車	バックカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰出 ダンプ車	予備車	運転士	技術吏員 作業員
北部クリーンセンター	台	台20	台5	台	台	台4	人25	人37
西部クリーンセンター		28				4	28	36
東部クリーンセンター		4	1			4	25	34
東部環境工場	1				4		6	35
西部環境工場					2		4	35
蓮台寺 クリーンセンター	1	12			道路スイーパー車1 真空式ごみ収集車2	2	15	18
扇田環境センター				ブルドーザー3 コンパクター1 ゴムクローラ1 ショベル1	散水車1 3.5tダンプ1		8	3
北部総合支所		4					3	2

(注) 管理職、事務職は含まない

(5) 再資源化推進事業

目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源ごみの再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。

回収回数 資源ごみ収集日、毎月2回。(ただし、北部、河内、飽田、天明の各総合支所の区域では、回収回数が一部異っている。)

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する。

収集品目 空ビン、空カン、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分 \ 年度	4	5	6	7	8
収 集 量	10,404	14,384	17,475	16,730	17,362
再 資 源 化 量	7,823	10,150	13,547	12,477	13,221
委 託 料 (千円)	131,148	138,009	184,418	209,060	202,913

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額

2. 収分量－再資源化量＝選別残渣

(6) リサイクルの推進

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源の活動を活性化するため、自治会、子供会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり3円の助成を行っている。

(平成8年度実績)

登録団体 694団体

助成総額 22,124千円

イ リサイクル・インフォメーションくまもと

資源の有効利用を目的として、平成3年7月から電話による不用品情報登録、あっせん制度を設けている。

(平成8年度実績)

引き取り希望延べ登録数 493件

提供希望延べ登録数 212件

成立数 116件

ウ 生ごみ堆肥化容器購入費助成

生ごみの減量化と再資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器購入者に対して、購入代金の1/2で3,000円/基を上限として、1世帯2基まで助成。

(平成8年度実績)

助成対象件数 1,205件

助成対象基数 1,719基

助成総額 3,176千円

エ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	戸島町2570番地（東部環境工場内）
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介） ・不用品の展示、提供 ・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ） ・リサイクル講座の開催 ・図書・資料室 ・リサイクル情報掲示 ・生ごみの堆肥化、木くずの木炭化実験プラント

(7) 焼却施設

都市ごみの量は、ライフスタイルの変化等とともに今後も増加が見込まれるなか、可燃ごみの全量焼却体制を維持するため平成2年12月に建設に着手した新東部環境工場（600t/日）が平成6年3月に完成し、1日の焼却能力は西部環境工場と合わせて1,050t/日となるなど施設の充実を図っている。

また、新東部環境工場は西部環境工場と同じく、ごみ焼却余熱を利用し発電を行う施設で、両工場合わせて13,500kwhの発電を行う発電所として場内及び関連施設の電力の供給を行っている。

さらに、余熱を利用して健康増進施設「三山荘」、隣接園芸施設への温水供給なども行っている。

ア 施設の状況

区 分 \ 名 称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地	戸島町2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積	80,616㎡(工場敷地約18,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月	平2.12 ～ 平6.3	昭58.3 ～ 昭61.3
建 設 費	22,500,000千円	9,203,272千円
延 床 面 積	24,010㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡ (管理棟を含む)
焼 却 処 理 能 力	600 t / 24時間 (300 t × 2 基)	450 t / 24時間 (225 t × 2 基)
破 碎 処 理 能 力	30 t / 5 時間	50 t / 5 時間

イ 余熱利用

①東部環境工場

目 的 東部環境工場の余熱を利用して隣接する浴室のある健康増進施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進を資すると共に、この余熱を利用して発電を行い場内及び隣接施設の電力を賄っている。

発 電 施 設 抽気復水蒸気タービン、発電機定格出力10,500kw

(健康増進施設)

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)

開設年月日 平成2年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷 地 面 積 6,769㎡

建 物 面 積 992.63㎡ (浴室、大広間、トレーニング室、和室 (茶室含む)、会議室、
リラックスルーム)

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室 (茶室含む) 20人

使 用 料 大人 (高校生以上) 300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
小人 (中学生以下) 無料

②西部環境工場

目 的 西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する。

発 電 設 備 復水式蒸気タービン、発電機定格出力3,000kw

(ハウス園芸施設への温水供給)

利 用 者	西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地
施 設 面 積	(農地面積) 約19,000㎡
加 温 方 式	温水フィンチューブ方式 (60℃～80℃)
栽 培 品 目	ピーマン、花き類
温 室 内 容	アクリル温室、ガラス温室

(8) 埋立処分地

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは昭和59年に供用を開始し、埋立区画を5区画に分割し、進捗状況に合わせて、埋立区画内に汚水の地下浸透防止のための遮水シート設備、好気性化によるごみの分解促進を図るガス抜き設備等の工事を行い、コンパクター等による破碎、転圧後、覆土による即日セルとサンドイッチを併用した埋立工法により、埋立地の安定化、周辺環境に配慮した埋立を実施している。

また、浸出汚水は排水処理施設により高度処理を行っている。

所 在 地	貢町1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始	昭和59年5月
工事期間	昭和57年2月～昭和59年3月

1 1 し 尿 処 理

(1) 概要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（6社1協業組合、車両51台）が行っている。

便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。一方、公共用水域保全の一環として公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付し、普及啓発を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は秋津浄化センターと中部浄化センターで活性汚泥処理をしている。

(2) 処理対象人口と収集量

区分		年度	4	5	6	7	8
総 人 口			636,144	639,699	642,847	646,513	654,161
内 訳	水 洗 化	公 共 下 水 道	376,645	404,104	422,624	437,590	450,370
		浄 化 槽	186,215	167,087	161,543	160,236	160,565
	く み 取 り		72,350	67,761	58,082	48,209	42,843
	自 家 処 理		934	747	598	478	383
	収 集 量						
		くみ取りし尿収集量(Kℓ)	55,272.9	50,603.6	43,679.4	42,323.3	38,985.0
		浄化槽汚泥収集量(Kℓ)	80,057.6	77,083.9	73,126.1	69,129.0	69,033.6
		収 集 量 合 計 (Kℓ)	135,330.5	127,687.5	116,805.5	111,452.3	108,018.6

(3) 収集と処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	4	5	6	7	8
収 集			135,330.5	127,687.5	116,805.5	111,452.3	108,018.6
処 理	秋津浄化センター		86,258.9	80,029.1	68,396.9	63,985.9	61,456.4
	中部浄化センター		49,071.6	47,658.4	48,408.6	47,466.4	46,562.2
	計		135,330.5	127,687.5	116,805.5	111,452.3	108,018.6

(4) 料 金

人 頭 制 料 金 月1回収集のとき……1人につき350円（消費税別）

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円（ ” ）

従 量 制 料 金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円（ ” ）

(5) 終末処理施設

名称	秋 津 浄 化 セ ン タ ー	中部浄化センター（し尿処理関係）
所 在 地	秋津3丁目17番1号	蓮台寺5丁目7番2号
敷 地 面 積	26,057㎡	93,900㎡
建 物 面 積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	175,000人	150,000人
処 理 能 力	210Kℓ/日	180Kℓ/日
建 設 年 月	1期 昭37. 12 ～ 39. 12 2期 昭43. 12 ～ 45. 3 3期 昭53. 1 ～ 54. 3	1期 昭33. 6 ～ 34. 10 2期 昭37. 12 ～ 39. 3
建 設 費	1,197,551千円	163,700千円
方 式	①嫌気性消化・活性汚泥処理後下水道圧送(160Kℓ/日処理系) ②低二段活性汚泥処理(50Kℓ/日)して河川放流	前処理後、下水処理

(6) 浄化槽の設置基数累計

(単位 基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 槽	腐 敗 型	5,162	354	286	47	16	9	5,874
	全 ば っ 気 型	3,734	152	177	38	3	—	4,104
	分 離 ば っ き 型	8,141	283	397	60	2	—	8,883
	接 触 ば っ き 型	14,193	916	1,229	35	7	3	16,383
	計	31,230	1,705	2,089	180	28	12	35,244
合 併 槽		1,248	17	26	78	92	167	1,628
合 計		32,478	1,722	2,115	258	120	179	36,872

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度	4	5	6	7	8
補 助 対 象 基 数 (基)		79	149	178	233	189
補 助 対 象 人 槽 (人)		703	1,200	1,408	1,901	1,527
補 助 金 の 額 (千円)		42,180	72,000	119,798	184,972	137,350

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進め、利用する市民の好評を得ているところである。現在16カ所に建設し、維持管理は浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先(本妙寺駐車場横)	平元. 3	観 光 課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1(高麗門踏切横)	平元. 3	浄 化 対 策 課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11(江津湖)	平元. 3	公 園 管 理 課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8(一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田町弓削1232(武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6(花畑公園内)	平元. 10	〃
立田山配水池前手洗所	黒髪4丁目742(水道局配水池前)	平2. 3	浄 化 対 策 課
林 霧 庵	黒髪4丁目610(立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公 園 管 理 課
八景水谷パークトイレ	八景水谷1丁目7(八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1(白川公園内)	平3. 3	体育施設管理事務所
岩戸の里公園手洗所	松尾町平山415-28(岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江3丁目(渡鹿交差点横)	平5. 3	浄 化 対 策 課
辛 島 パークトイレ	辛島町1(辛島公園内)	平5. 9	公 園 管 理 課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町(古城堀端公園内)	平5. 9	〃
金峰山さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観 光 課
金 峰 山 頂 上 トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県

1 2 環境総合研究所

(1) 概要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。

昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

機構 環境保全局環境総合研究所

人員 22人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究並びに環境総合センターの管理を行っている。

(2) 業務実績

環境科学関係業務

検査区分			年度		6		7		8		備 考
					検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	降下ばいじん			33	296	39	351	48	432	
		大気汚染物質			1,022	1,022	486	486	623	880	窒素酸化物等
		その他			118	945	194	1,563	87	806	酸性雨調査等
		小計			1,173	2,263	719	2,400	758	2,118	
	水質汚濁	河川水	一般項目		430	2,820	457	2,930	463	2,975	水素イオン濃度(PII)、生物化学的酸素要求量(BOD)等
			健康項目		83	455	83	501	77	487	シアン、鉛、有機塩素系化合物等
		工場・事業所排水			101	443	101	482	134	645	PH、BOD、有機塩素系化合物等
		その他			222	571	156	160	178	236	海水等
		小計			836	4,289	797	4,073	852	4,343	
	悪臭	臭			7	35	9	33	18	121	アンモニア、硫化物
		廃棄物関係試験			75	676	126	621	45	578	埋立地関係の検査等
		精度管理			2	7	2	11	2	8	環境庁関係
		その他			161	783	172	1,004	172	911	江津湖総合調査、へい死魚関係等
	合 計				2,254	8,053	1,825	8,142	1,847	8,079	

衛生化学関係業務

検査区分 \ 年 度		6		7		8	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品 試 験	442	1,409	435	1,395	387	3,373
	飲料水、浴場水等の水質試験	624	3,864	619	3,810	935	5,712
	容器包装、おもちゃ等の試験	6	24	6	24	9	13
	家 庭 用 品 試 験	16	16	16	16	49	49
	小 計	1,088	5,313	1,076	5,245	1,380	9,147
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,360	30,492	3,248	27,884	3,688	32,075
合 計		4,448	35,805	4,324	33,129	5,068	41,222

微生物関係業務

検査区分 \ 年 度		6		7		8	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品	1,295	4,782	1,599	5,998	2,937	13,039
	環境（河川・プール）	717	1,036	937	1,410	1,322	2,203
	食中毒（便・吐物など）	148	1,858	315	3,413	792	8,389
	小 計	2,160	7,676	2,851	10,821	5,051	23,631
一般依頼	飲 料 水 等	3,358	6,716	3,287	6,574	3,822	7,642
	食 品 等	26	32	39	66	11	22
	小 計	3,384	6,748	3,326	6,640	3,833	7,664
合 計		5,544	14,424	6,177	17,461	8,884	31,295

地下水関係業務

検査区分 \ 年 度		6		7		8	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	定 点 監 視 調 査	—	—	75	2,494	119	4,606
	汚 染 監 視 調 査	107	485	54	432	21	168
	そ の 他	81	4,309	349	5,552	143	7,829
	小 計	188	4,794	478	8,478	283	12,603
一般依頼	有機塩素系化合物	8	8	2	2	5	7
合 計		196	4,802	480	8,480	288	12,610

(3) 自主事業

事 業 名	内 容	期 日	参加人数
夏休み科学教室	地球環境問題の学習、ろ過実験など5種類の学習内容	夏休み期間中 30日間	709人
科学体感ウィーク	地下水成分、水質汚濁、食品添加物、微生物等の試験・検査の体験学習	9月24日～ 9月27日	12
市民科学講演会	檜室英子氏による環境問題についての講演	平成9年 3月1日	130